

四国中央市公告第4号

経営管理権集積計画について

森林経営管理法（平成30年度法律第35号）第4条第1項に規定する経営管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、経営管理権集積計画は、次のとおり縦覧に供する。

令和6年1月29日

四国中央市長 篠原 実

1 対象となる森林

別紙のとおり

2 縦覧場所

四国中央市役所経済部農林水産課

四国中央市ホームページ

3 権利の設定

市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権が、それぞれ設定される。